

開発行為許可等申請手数料 (R 元 10.1 改正)

手数料条例第2条 該当項目	手数料の名称	手数料の額 (円)			
		開発区域の面積 (ha)	自己居住用	自己業務用	非自己用
第3項 第1号	都計法第29条第1項 又は第2項の開発行為許可申請手数料	0.1 未満	9,080	13,600	91,700
		0.1 ~ 0.3	23,600	32,000	141,000
		0.3 ~ 0.6	45,600	68,600	202,000
		0.6 ~ 1.0	91,700	130,000	277,000
		1.0 ~ 3.0	137,000	211,000	416,000
		3.0 ~ 6.0	182,000	286,000	538,000
		6.0 ~ 10.0	234,000	360,000	696,000
		10.0 以上	319,000	508,000	920,000
第3項 第2号	都計法第35条の2第1項の開発行為変更許可申請手数料	申請1件につき次のイからハまでの額を合算した額 (その額が920,000円を超えるときは920,000円)			
		イ	開発行為に関する設計の変更 (ロのみに該当する場合を除く) については、開発区域の面積 (ロに規定する変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積) に応じ前号に規定する額に10分の1を乗じて得た額		
		ロ	新たな土地の開発区域への編入に係る法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じ前各号に規定する額		
		ハ	その他の変更		
第3項 第3号	都計法第41条第2項 ただし書の建築許可申請手数料				49,100
第3項 第4号	都計法第42条第1項 ただし書の建築許可申請手数料				28,200
第3項 第5号	都計法第45条の開発許可を受けた地位の承継承認申請手数料	自己居住用			1,830
		自己業務用 (1ha 未満)			1,830
		自己業務用 (1ha 以上)			2,710
		非自己用			17,000